

令和2年7月17日

文化審議会答申（選定保存技術の選定及び保持者の認定等）

文化審議会（会長 佐藤 信）は、7月17日に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、別紙のとおり選定保存技術の選定及び保持者の認定等について、文部科学大臣に答申しましたのでお知らせします。

この結果、官報告示の後に、選定保存技術の選定件数は77件、保持者数は55名となる予定です。

詳しくは、別紙「Ⅰ. 答申内容」「Ⅱ. 解説」「Ⅲ. 参考」を御覧ください。

<担当>文化庁文化財第一課

課長	田村 真一（内線2884）
文化財調査官（芸能部門）	吉田 純子（内線2866）
課長補佐	藤本 慎也（内線2933）
審議会係	天野 史郎（内線2887）

電話：03-5253-4111（代表）
03-6734-2887（直通）

I. 答申内容

(1) 選定保存技術の選定及び保持者の認定

年齢は令和2年7月17日現在

選定保存技術	保 持 者		
	氏名(雅号)	生年月日(年齢)	住 所
無形文化財等関係			
のうしょうぞくせいさく 能装束製作	ささき ようじ 佐々木 洋次	昭和31年8月7日 (満63歳)	京都府京都市
かぶきかつらせいさく 歌舞伎鬘製作	かわぐち せいじ 川口 清次	昭和34年8月9日 (満60歳)	千葉県松戸市

II. 解説

〔（１）選定保存技術の選定及び保持者の認定〕

（無形文化財等関係）

1 のうしょうぞくせいさく 能装束製作 ささき ようじ 佐々木 洋次

（１）選定保存技術の選定について

① 名称

のうしょうぞくせいさく
能装束製作

② 選定保存技術の概要

能装束製作は、能楽の実演に不可欠な、舞台上で着用する装束（衣装）を製作する技術である。製作の中心は、先染めの糸や金銀糸で文様を織り出してゆくもんおり紋織の技法で織られた、綾、あや きんらん金欄、しゃ どんす紗、あや きんらん緞子などの絹織物であるが、麻を素材とする装束も一部含まれる。

能装束は、うわぎ からおり ちょうけん表着類の唐織、すりはく のしめ長絹、着付類の摺箔、おおくち はんぎり熨斗目、袴類の大口、半切など多数の種類から成る。装束は基本的に一点ずつ製作され、図案設計、糸染め、整経、織り、仕立てといった工程を経て完成するが、装束の種類によって形状のみならず、糸の太さや撚りの有無、更には織りの組織も異なるので、製作には多種の装束に対応するための技術が必要となる。能のなかには、流儀で定められた文様（決まり文様）を用いねばならない曲もあるが、基本的には役柄や曲の季節、場所などを視覚的に表すのにふさわしい色や文様が考案され、現在に至っている。よって製作にあたっては、依頼者の意図に沿いつつも、舞台上での着用を考慮する必要があり、能楽の実演に対する知識も求められる。

重要無形文化財「能楽」の伝承を支える上で、能装束の製作技術を保存することが不可欠であるが、現在能装束製作に専従する技術者は極めて少なくなっている。よって無形文化財の保存のため、能装束製作の技術について保存の措置を講ずる必要がある。

（２）保持者の認定について

① 保持者

氏 名 ささき ようじ 佐々木 洋次

生年月日 昭和31年8月7日（満63歳）

住 所 京都府京都市

② 保持者の特徴

同人は、能装束を製作する各工程の技術に精通している上、手織りによる製作を行い、^{たていと}経糸の準備も手作業（^{てべ}手経）で行うなど、きめの細かい製作を実施している。さらに同人は、幼少から培われた能楽への造詣の深さによって、上演曲や舞台上の効果に配慮した図案作成にも秀で、実演家からの相談や要望に的確に対応できる点で、追随を許さぬ存在である。

③ 保持者の概要

同人は、昭和31年、京都西陣において能装束製作を専門とする佐々木家の長男として生まれた。佐々木家は、明治30年北猪熊において、同人の曾祖父佐々木^{じゅうたろう}重太郎が^{ふじやじゅうすけ}富士屋重助の屋号を名乗って開業以来、120年余にわたり能装束製作に従事してきた。同人は昭和50年、株式会社佐々木能衣装に入社し、本格的に能装束製作の技術を学び始めた。

株式会社佐々木能衣装は、江戸時代以来能装束の生産を一手に引き受けてきた京都西陣において、現在能装束製作を専業とする唯一の織元である。西陣の絹織物は、図案作成から糸の染め、織り、裁断・縫製といった工程ごとに分業で製作されるのが基本だが、同社では絹糸の選定から仕立てまで、ほぼすべての業務を自社で行い、同人は各工程の技術に精通している。同人は平成7年に同社の代表取締役になった後も、現役で能装束製作に従事するとともに、後進の指導・育成に尽力している。また能装束製作の立場から、長年にわたり講演や執筆等の普及活動をも精力的に行い、能楽や能装束製作技術の普及啓発にも力を注いできた。同人の経験と知識に裏付けられた確かな技術は、重要無形文化財「能楽」の保持者をはじめ、流儀を問わず多くの実演家から高く評価されている。

以上のように、同人は、能装束製作の技法を正しく体得し、かつ、これに精通している。

④ 保持者の略歴

昭和50年 株式会社佐々木能衣装入社、父佐々木^{よういち}洋一のもとで能装束製作を始める

平成 7年 株式会社佐々木能衣装代表取締役に就任（現在に至る）



(佐々木 洋次氏)



(作業中の佐々木洋次氏)

(3) 備考

同分野の既認定者
なし

2 歌舞伎鬘製作 川口 清次

(1) 選定保存技術の選定について

① 名称

歌舞伎鬘製作

② 選定保存技術の概要

歌舞伎鬘製作は、歌舞伎の舞台上で用いる鬘の地金（土台）を作り、それに植毛等を行う技術である。鬘製作者（鬘師）は、髪の毛を結び上げる歌舞伎床山とともに、鬘を完成する上で不可欠な工程を担っている。

鬘製作の工程は、地金の製作から始まる。薄い銅板を型に合わせて切り取り、木槌で打って頭部の形に整え地金の基礎が出来上がる。次に、この地金を俳優の頭にかける「鬘合わせ」を行い、俳優個々の輪郭や頭形に合わせて調整する。特に額から頬にかけての生え際の線（割り）は役柄・性格を表現する重要な要素であり、俳優の役づくりを助けつつ調整を行う技術が求められる。

続いて、植毛する作業に入る。歌舞伎の鬘の植毛技法は二種に大別され、一つは羽二重に特殊な鉤針を用いて植毛する「羽二重通し」、いま一つは太い絹糸に毛を編み込んでゆく「蓑（蓑編み）」という手法で、これら毛を取り付けた羽二重や蓑を、鬘、髷といった部分ごとに地金に貼りこみ、髪を整えて床山に引き渡す。なお

昭和初期以降、ナイロン素材のネットに植毛することで、より自然な生え際を工夫した「網」の鬘も一部の演目で用いられる。

鬘製作には、植毛等の技術のみならず、鬘合わせの技術も重要となる。現在、鬘合わせを担当できる鬘師は少数であり、重要無形文化財「歌舞伎」の伝承を支える上で、歌舞伎鬘製作の技術について保存の措置を講ずる必要がある。

(2) 保持者の認定について

① 保持者

氏名 川口 清次

生年月日 昭和34年8月9日（満60歳）

住所 千葉県松戸市

② 保持者の特徴

同人は、再利用する鬘の髪を洗毛する作業など、基礎から着実な経験を重ね、やがて羽二重通しや蓑編みといった鬘製作の主要な工程を担当し、昭和の終わり頃からは、鬘合わせにも従事するようになった。役柄に応じた幾多の鬘の種類を知悉し、俳優からの注文にも迅速に対応する同人の高度な技術を支持する声は高く、同人は斯界を牽引する立場にあって若手技術者の指導・育成にも尽力している。

③ 保持者の概要

同人は、昭和34年、千葉県船橋市に生まれた。曾祖父が歌舞伎俳優六世尾上菊五郎の専属のツケ打ちであり、父も床山という環境に育った同人は、同53年に歌舞伎鬘製作の最大手であった小林演劇かつら株式会社に入社した。以来現在に至るまで40年以上の長きにわたり、同人は鬘製作者（鬘師）として歌舞伎の舞台を支え続けてきた。

鬘合わせも含め、すべての製作工程に精通し、かつ豊富な経験を有する同人に対しては、俳優や歌舞伎床山など関係者から厚い信頼が寄せられている。同人は現在、歌舞伎鬘製作の最大企業の代表取締役社長を務めるいっぽう、鬘師としても引き続き高度な技術を保持して製作に従事し、重要無形文化財「歌舞伎」の保持者を中心に、毎月30人から40人ほどの鬘合わせを担当している。

以上のように、同人は歌舞伎鬘製作の技法を正しく体得し、かつ、これに精通している。

④ 保持者の略歴

昭和53年 小林演劇かつら株式会社に入社

平成 3年 東京演劇かつら株式会社設立に伴い、移籍

同 13年 東京演劇かつら株式会社代表取締役社長に就任（現在に至る）



かわぐち せいじ
(川口 清次氏)



かわぐちせいじ
(作業中の川口清次氏)

(3) 備考

同分野の既認定者

なし

Ⅲ. 参 考

1. 選定保存技術の選定及び保持者等の認定制度

文化財保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定し、その技を保持している個人又は技の保存事業を行う団体を保持者又は保存団体として認定。

2. 選定・認定までの手続き

毎年1回、有識者により構成される文化審議会の専門調査会における専門的な調査検討を受けて、文化審議会の答申に基づき、文部科学大臣が選定保存技術の選定と保持者や保存団体の認定を行っている。

3. 「選定保存技術」の選定件数と「保持者」及び「保存団体」の認定数について

区 分	選定保存技術 (件)	保 持 者 数 (人)	保 存 団 体 数 (団体)
選定・認定前	75	53	※ 39 (34)
今回の選定・認定	2	2	0 (0)
選定・認定後	77	55	※ 39 (34)

※ 保存団体には重複認定があるため、()内は実団体数を示す。

4. 「文化財保存技術保存事業費国庫補助」について

選定保存技術保持者及び保存団体には、文化財保存技術保存事業費国庫補助として以下の経費を補助している。

保持者 ～ 伝承者の養成、技術・技能の錬磨等のための経費として1人当たり
年間110.6万円

保存団体 ～ 伝承者の養成、技術・技能の錬磨等のため必要な経費